

2024年4月6日

新1年生
保護者・生徒の皆様

初芝橋本高等学校
校長 佐本 一晃

2024年度 高等学校等就学支援金の受給申請について（重要）

陽春の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、**申請の有無等の登録をオンラインで行う必要がある**ため、以下のとおり手続きをとってください。

【対象・受給額について】

別紙をご覧ください。

【受給方法について】

本校では、4月認定分（4月～6月の3ヶ月分）を第2回授業料等振替時（7月末）に授業料より差し引きます。また、7月認定分（7月～翌3月の9ヶ月分）を第3回授業料等振替時（11月末）に授業料より差し引きます。ただし、授業料額を超えた分は第3回授業料等振替の前日に授業料等振替口座に還付します。さらに、7月認定分（翌4月～6月分）を次年度第1回授業料等振替時（4月末）に授業料より差し引きます。

【登録期限について】

2024年4月14日（厳守）

※ 未登録者への督促連絡は行いません。また、遡及して受給することはできません。期限までに登録が確認できない場合、申請の意思がないものとして扱いますので予めご了承ください。

【登録方法について】

ログイン ID 通知書をお手元にご準備いただき、高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien (<https://www.e-shien.mext.go.jp/>) にアクセスして、必要事項の入力・登録を行ってください。

※ 和歌山県の私立高校では、マイナポータルを利用した自己情報登録機能を使用しないため、**保護者等情報の収入状況提出方法は『個人番号を入力する』を選択して個人番号を入力してください。**

※ 和歌山県の私立高校では、メール通知機能を使用しないため、**生徒・保護者のメールアドレスは入力しないでください。**

※ 本校ホームページに『利用マニュアル（申請者向け・県版）』を掲載しています。

【その他】

- ・ 税の申告を行っていない場合、所得確認ができず支給決定が遅れる場合があります。至急、申告手続きを行ってください。
- ・ 住民基本台帳制度における支援対象者であるため、マイナンバー制度における情報連携の記録の不開示を希望される場合、本校ホームページより『不開示申出書』をダウンロードして必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・ 登録していただいた氏名・生年月日・課税地と個人番号の4つの情報を用いて、和歌山県において税情報の照会を行います。いずれか1つでも誤りがあった場合、税情報の照会ができません。（特に、課税地（今回の場合、2023年1月1日現在の住民票届出住所）の誤認が多いので入力時にはご注意ください。）税情報の照会が出来ない場合、改めて課税証明書等の提出を求められることがあります。
- ・ 親権者等に変更（婚姻やその解消等）があり、受給要件を満たさなくなった場合、または、要件を満たさようになった場合、速やかに事務室へ連絡してください。
- ・ 過去に高等学校等へ在学したことのある方は、『受給資格の消滅について』の通知書を提出してください。
- ・ **特別奨学生も必ず申請**してください。
- ・ 学年諸費、生徒会費、修学旅行積立、宿泊行事費、体育実習積立、卒業積立、同窓会費、保護者会費、教育後援会費については全額徴収します。

不明な点がございましたら、高等学校事務室にお問い合わせください。

初芝橋本高等学校 事務室 ☎ 0736-37-5600